

周南市消防庁舎等 施設分類別計画



平成 30 (2018) 年 9 月
(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)
周 南 市

目 次

第1章 本計画の目的.....	1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	1
第3章 対象施設の一覧.....	1
第4章 施設の現状と課題.....	3
第5章 今後の施設の方向性.....	5
第6章 計画期間.....	6
参考資料	7

第1章 本計画の目的

周南市消防庁舎等施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の消防庁舎及び消防施設について、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

本市の消防庁舎及び消防施設は、消防組織法に基づき、市民の生命や財産を災害等から守り、誰もが安心して暮らせるまちを築くことを目的として昭和50年（1975年）から令和3年（2021年）にかけて設置された施設です。

第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は図表1のとおりです。

本計画の対象となる施設の施設分類は「消防関連施設」であり、消防総務課が所管します。

なお、無線中継局の赤松ヶ平・大ヶ原・千石岳及び自家発電施設である発電機棟（大ヶ原）については、工作物に付属する施設と捉え、使用に耐えられなくなった段階で建替えを検討するものとし、本計画からは除外します。

熊毛地域の消防庁舎等については、光地区消防組合の施設であることから、本計画の対象外とします。

図表1 対象施設一覧

No.	施設名	所在地	地域	利用圏域
1	消防本部・中央消防署	周南市新宿通5丁目1番3号	今宿	準広域
2	東消防署	周南市周陽2丁目8番20号	周陽	準広域
3	西消防署	周南市富田1丁目1番2号	富田西	準広域
4	北消防署	周南市大字鹿野上2822番地の4	鹿野	準広域
5	西消防署西部出張所	周南市大字戸田2748番地の2	戸田	地域
6	北消防署北部出張所	周南市大字須々万奥724番11	須々万	地域
7	化学消火剤備蓄倉庫	周南市築港町3番13号	徳山小校区	地域

図表 2 施設位置図



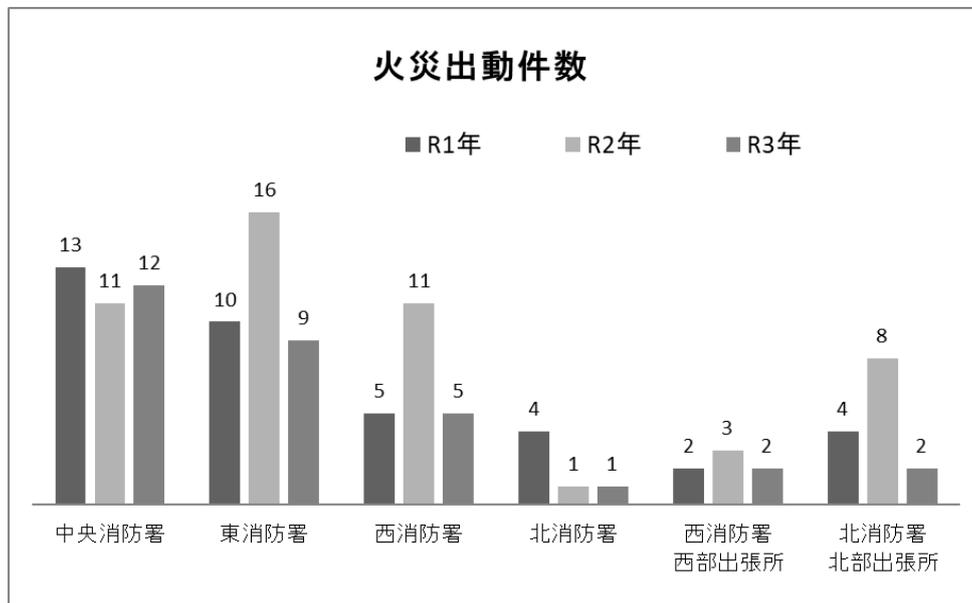
第4章 施設の現状と課題

1 サービスの現状と課題

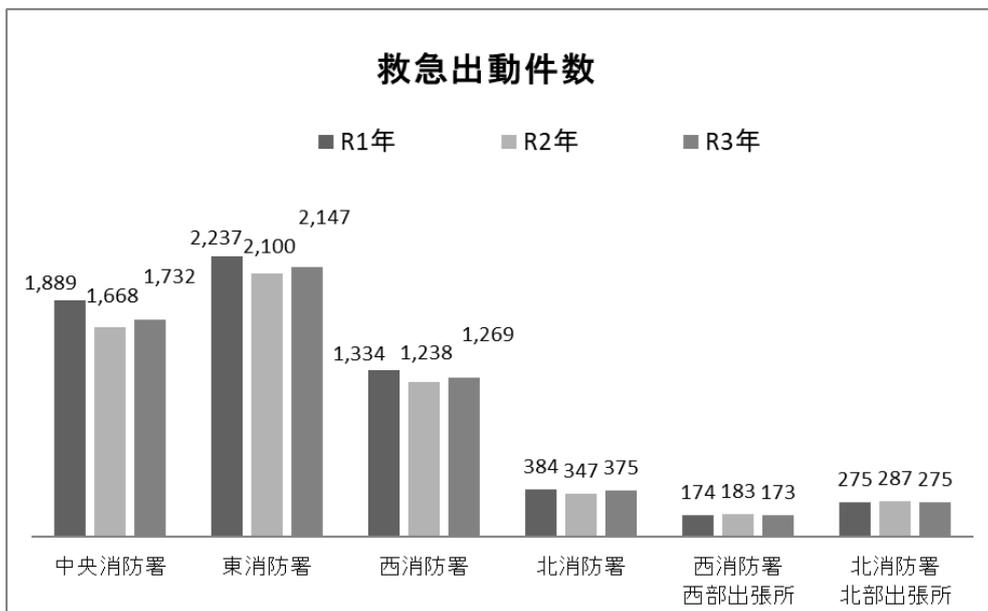
近年の火災出動件数は、電化住宅や防火性能を有する建材を使用した建築物の増加、住宅用火災警報器の普及などにより、全国的には減少傾向にあります。一方、救急出場件数においては、依然として高止まりの状況で推移しており、輻輳する救急要請に対応するため、各署所の管轄区域を越えて相互に応援する体制としております。また、東日本大震災以降は、全国的に頻発する地震や集中豪雨等の大規模自然災害に、緊急消防援助隊として出動するなど、相互応援の観点から、県内外を問わず広域にわたる災害対応も求められています。

加えて、消防庁舎の運用に必要な電気、ガス使用等の管理費用は、年々増加傾向にあります。

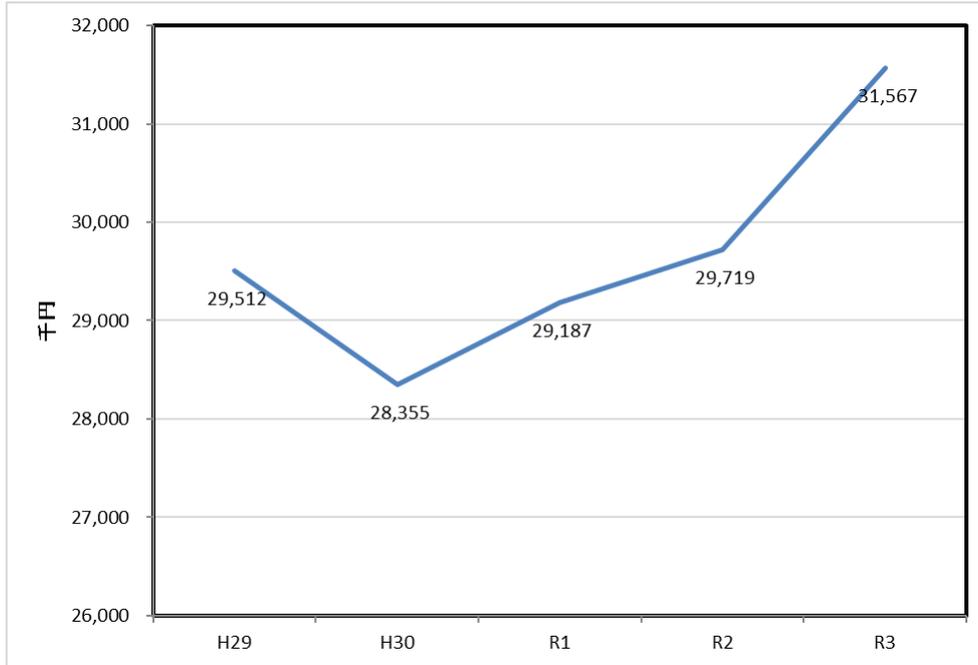
図表3 各署所における過去3年間(1月～12月)の火災出動件数



図表4 各署所における過去3年間(1月～12月)の救急出場件数



図表 5 消防庁舎管理事業費(事業費)過去5年間



2 建物の現状と課題

市内には、4つの消防署と2つの出張所を配置しています。

このうち平成 21 (2009) 年度に北消防署北部出張所を、平成 24 (2012) 年度に西消防署西部出張所を、令和 2 (2020) 年度に西消防署を、それぞれ更新しました。また、東消防署及び北消防署は、平成 22 (2010) 年度に実施した第二次耐震診断の結果を踏まえ、平成 25 (2013) 年度から平成 26 (2014) 年度にかけて耐震工事を実施しています。

消防本部・中央消防署、東消防署及び北消防署については、建物の老朽化が進むとともに、複雑多様化する災害等に対応するための訓練施設及び訓練スペースや、消防車両の車庫スペースが確保できない状態にあります。

また、東・北消防署の 2 施設においては、今後、活躍を期待される女性消防職員のための専用施設の整備も十分ではありません。

なお、消防本部 3 階にて運用中の指令システムについては、今後の指令業務に必要な装置等の設置スペースが不足しているため、指令システムの更新に併せ、新たに東消防署北側訓練場跡地に(仮称)指令庁舎の建築を予定しているところです。

化学消火剤備蓄倉庫は、コンビナート火災に対応した消火剤を保管している施設です。建築から 40 年以上が経過し、港に隣接していることから、老朽化に併せて建物の腐食も進んでいますが、当面の利用には支障ありません。

図表 6 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (m ²)	主たる建物					R4自主点検結果	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況						
			床面積 (m ²)	建築年度	主構造 / 法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性			総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波
1	消防本部・中央消防署	3,322.12	3,281.60	1982	RC / 50年	未経過	新耐震	55.90	一部対応			警			0.5~1m	
2	東消防署	1,222.33	1,100.06	1975	RC / 50年	未経過	有	62.60	未対応	なし						
3	西消防署	1,996.61	1,574.52	2020	S / 38年	未経過	新耐震	15.10	全部対応	なし						
4	北消防署	553.54	501.52	1979	RC / 50年	未経過	有	50.40	未対応	なし						
5	西消防署西部出張所	497.95	497.95	2012	S / 38年	未経過	新耐震	20.20	一部対応				0.5~3m			
6	北消防署北部出張所	668.30	661.70	2010	S / 38年	未経過	新耐震	27.60	一部対応	なし						
7	化学消火剤備蓄倉庫	179.49	72.00	1980	RC / 50年	未経過	無・不明	47.70	未対応						2~5m	0.3~1m

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫流

第5章 今後の施設の方向性

1 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。その後、施設の築年数に応じて、次のとおり、今後10年以内に優先的に取り組むべき施設を検討します。

- (1) 建築後60年以上の施設の優先度はA(非常に高い)
- (2) 建築後30年以上60年未満の施設の優先度はB(高い)
- (3) 建築後10年以上30年未満の施設の優先度はC(比較的高くない)
- (4) 建築後10年未満の施設の優先度はD(高くない)

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

一次評価を実施したところ、いずれの施設も、施設の方向性は「継続利用(現状維持)」となりました。

優先度については、消防本部・中央消防署、東消防署、北消防署及び化学消火剤備蓄倉庫が「高い」という評価となり、西消防署西部出張所、北消防署北部出張所については「比較的高くない」、また、令和2(2020)年度に整備した西消防署については「高くない」という評価となっています。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

2 総合評価

- (1) 基本的な考え方

消防庁舎等は、市民の安心・安全を確保するうえで必要不可欠な施設です。

市内には、4つの消防署と2つの出張所を配置しています。人口分布や災害出動件数及び各署所の管轄区域（距離、地域特性）などを考慮した配置となっており、いずれの署所についても「継続利用」としています。

しかし、消防本部・中央消防署、東消防署及び北消防署については、建物や設備の老朽化が進むとともに、車両等の多様化による施設の狭小化、訓練施設不足が生じるとともに、東消防署、北消防署の2施設については、女性職員専用施設の不足が課題となっています。

これら3施設については、継続的に施設を利用しつつ、将来的には更新を検討していきます。

化学消火剤備蓄倉庫は、当面の間、現在地において適正な維持管理をしていきます。

(2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。

西消防署西部出張所については、周南市エコ・オフィス実践プランに基づき令和8（2026）年度までに太陽光発電設備の設置を目指します。

なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 7 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		結果	R5	R6	R7	R8	R9
1	消防本部・中央消防署	40	RC /50年	未経過	新耐震	55.9	一部対応	土・高	高い	継続利用(現状維持)	継続利用	RC築後40年経過 (仮称)指令庁舎の移転				
2	東消防署	48	RC /50年	未経過	有	62.6	未対応	なし	高い	継続利用(現状維持)	継続利用	RC築後40年経過 大規模改修の検討				
3	西消防署	2	S /38年	未経過	新耐震	15.1	全部対応	なし	高くない	継続利用(現状維持)	継続利用					
4	北消防署	44	RC /50年	未経過	有	50.4	未対応	なし	高い	継続利用(現状維持)	継続利用	RC築後40年経過				
5	西消防署西部出張所	10	S /38年	未経過	新耐震	20.2	一部対応	洪	比較的高くない	継続利用(現状維持)	継続利用	太陽光発電整備				
6	北消防署北部出張所	13	S /38年	未経過	新耐震	27.6	一部対応	なし	比較的高くない	継続利用(現状維持)	継続利用					
7	化学消火剤備蓄倉庫	43	RC /34年	未経過	無・不明	47.7	未対応	高・津	高い	継続利用(現状維持)	継続利用	RC築後40年経過				

第6章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9（2027）年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒	◇ 民間譲渡
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在する ⇒	◇ 廃止
		◇ 法律等による設置義務付けなし		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	⇒ 共同利用
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続	◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 廃止
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒	◇ 転用
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	地域 ⇒	◇ 地域移譲
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 統廃合による施設数の削減 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率	◇ サービス存続	統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒	◇ 統廃合
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒	◇ 継続利用（規模縮小）
		◇ 今後の利用者数が減少見込み		◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（集約化）
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒	◇ 複合化（共用化）
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない	◇ 多目的化
					◇ 民間活力の拡大 (指定管理、PFI/PPP)
					◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表9 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化											
		(1)-1 民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている						
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ②	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	評価結果
		行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならぬ施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)						今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即しているか。	サービス内容が設置目的に即しているか。		当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。	前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)					
1	消防本部・中央消防署	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務づけられている	存在しない						低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	40	準広域	非該当	非該当	存在しない					
2	東消防署	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務づけられている	存在しない						低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	47	準広域	非該当	非該当	存在しない					
3	西消防署	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務づけられている	存在しない						低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	2	準広域	非該当	非該当	存在しない					
4	北消防署	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務づけられている	存在しない						低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	43	準広域	非該当	非該当	存在しない					
5	西消防署西部出張所	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務づけられている	存在しない						低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	10	地域	非該当	非該当	存在しない					
6	北消防署北部出張所	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務づけられている	存在しない						低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	12	地域	非該当	非該当	存在しない					
7	化学消火剤備蓄倉庫	可能性はない	関与する必要性が高い	設置が義務づけられている	存在しない						低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	42	地域	非該当	非該当	存在しない					

項番	施設名	(3)サービス配置の適正化										(4)事業手法の適正化										検討結果一覧表										一次評価結果						
		(3)-1 複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)					(3)-2 施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している					(3)-3 施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					A: 統合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡		K: 地域移譲	民生の拡大	受益者負担の見直し			
		サービス集約のメリット(メリットあり or 空欄)	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。※あれば○	貸館の稼働率等を入力	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	有効性利用度①	有効性利用度③	延床面積(m ²)	建築経過年数(R4.4.1時点)	評価結果	代替性民間参入②	効率性コスト①	効率性コスト②	評価結果	効率性コスト③	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果																
1	消防本部・中央消防署		40			40				3,322.12	40		期待できない	非該当	非該当		非該当																					「継続利用(現状維持)」
2	東消防署		47			47				1,222.33	47		期待できない	非該当	非該当		非該当																					「継続利用(現状維持)」
3	西消防署		2			2				1,996.61	2		期待できない	非該当	非該当		非該当																					「継続利用(現状維持)」
4	北消防署		43			43				553.54	43		期待できない	非該当	非該当		非該当																					「継続利用(現状維持)」
5	西消防署西部出張所		10			10				497.95	10		期待できない	非該当	非該当		非該当																					「継続利用(現状維持)」
6	北消防署北部出張所		12			12				668.30	12		期待できない	非該当	非該当		非該当																					「継続利用(現状維持)」
7	化学消火剤備蓄倉庫		42			42				179.49	42		期待できない	非該当	非該当		非該当																					「継続利用(現状維持)」

周南市消防庁舎等施設分類別計画

平成 30（2018）年 9 月

（令和 5（2023）年 3 月改訂）

消防本部 消防総務課

〒745-8655 周南市新宿通 5 丁目 1 - 3

電 話 0834-22-8755

F A X 0834-31-8533

電子メール sho-somu@city.shunan.lg.jp